

中小企業脱炭素化促進支援業務
公募型プロポーザル募集要領

令和5年度
呉市 産業部 商工振興課

目 次

1 趣 旨	P 2
2 業務の概要	P 2
3 スケジュール	P 2
4 本プロポーザルの参加申込資格等	P 2
5 質問及び回答	P 3
6 参加申込等	P 3
7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	P 5
8 受託事業者の決定等	P 6
9 契約の締結	P 7
10 その他	P 7

1 趣 旨

呉市では、「第3次呉市環境基本計画」において「2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す」ことを宣言し、今後「ゼロカーボンシティの実現」に向けて、市民・事業者・市役所が一体となって取り組むこととしています。

産業分野においては、令和4年度から、中小企業小規模企業振興会議において「脱炭素経営」をテーマにワーキンググループを設置し、議論を進めてきましたが、このたびこの議論を踏まえ、市内中小企業の脱炭素経営を支援する新たな取組を行います。

この新たな取組に係る業務について、委託して行うこととし、この業務を受託する事業者（以下「受託事業者」といいます。）を、事業者からの提案を多角的な視点から総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」にて決定することとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

中小企業脱炭素化促進支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおりです。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(4) 業務実施場所

広島県呉市ほか

(5) 委託料の上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

3 スケジュール※

項 目	日 程
1 参加募集(募集要領の配布期間)	令和5年5月8日(月)から同年5月30日(火)まで
2 質問受付	令和5年5月15日(月)から同月19日(金)まで
3 質問に対する回答	令和5年5月25日(木)まで
4 参加申込期間	令和5年5月26日(金)から同月30日(火)まで
5 プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年6月7日(水)
6 審査結果の通知・公表	令和5年6月中旬
7 契約の締結	令和5年6月中旬
8 業務委託期間	契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

※ 特別な事情がある場合は、変更することがあります。

4 本プロポーザルの参加申込資格等

(1) 資格要件

参加者は、次のアからオまでに掲げる全ての資格要件を満たすとともに、本業務を実施できる十分な資力、経営能力及び社会的信用を有する法人又は複数の法人により構成される共同事業者（ただし、一つの法人が重複して申し込むことはできません（他の参加者の共同事業者として申し込むことを含みます。））とします。共同事業者により申し込む場合は、全ての構成員が資格要件を満たすこととします。

また、共同事業者により申し込む場合は、参加申込書提出後に共同事業者の構成を変更することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に

該当しないこと。

- イ 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）の規定に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 市税の滞納がないこと。
- オ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。

(2) 欠格要件

参加者が、次に掲げるアからカまでのいずれかの要件に該当する場合は、本プロポーザルに係る全ての資格は喪失することとします。共同事業者により申し込む場合は、構成員の1者でもいずれかの要件に該当する場合も同様とします。

- ア 上記「(1) 資格要件」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 他の参加者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合
- エ 公正な審査を阻害する行為があった場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合
- カ その他呉市との信頼関係を損なう行為があった場合

5 質問及び回答

本募集要領及び仕様書に関する質問は、質問書（様式3）により、呉市産業部商工振興課に電子メールにて提出してください。また、質問は、募集要領及び仕様書に関するもののみとし、それ以外の質問等や単なる意見と解されるものについては回答しません。

(1) 受付期間 令和5年5月15日（月）から同月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 質問書（様式3）に必要事項を入力の上、syoukou@city.kure.lg.jp宛てにファイルを添付して、電子メール*にて提出してください（電子メール以外の方法による質問は受け付けません。）。

※ 件名は「脱炭素化促進に関する質問」としてください。

(3) 回答方法 回答は、質問を受けてから原則5日以内に呉市のホームページに掲載し、個別の回答は行いません。また、質問に対する回答は、ホームページへの掲載をもって、募集要領の追加、修正及び解釈に関する補足とします。

6 参加申込等

(1) 募集要領の配布

- ア 配布期間 令和5年5月8日（月）から同年5月30日（火）まで
- イ 配布方法 呉市ホームページ (<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/>) からダウンロードしてください（窓口での配布は行いません。）。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する方は、次のオに掲げる書類を郵送又は持参により提出してください。

- ア 提出期間 令和5年5月26日（金）から同月30日（火）まで（必着）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 呉市産業部商工振興課（呉市役所本庁舎5階）
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

エ 受付方法 参加申込書に受付印を押印し、その写しを交付します。

オ 提出書類

提出書類	部数	備考
(ア) 参加申込書 (様式1)	1部	共同事業者は構成員の中から代表となる法人を定め、その者が申し込むこと。
(イ) 構成員調書 (様式1-2)	1部	共同事業者のみ提出すること。構成員1法人ごとに1部ずつ提出すること。
(ウ) 委任状 (様式1-3)	1部	
(エ) 誓約書 (様式2)	1部	共同事業者は代表となる法人のみ提出すること。
(オ) 法人の登記履歴事項全部証明書	1部	申込日から起算して3か月以内に発行されたもの。共同事業者は構成員1法人ごとに1部ずつ提出すること。
(カ) 法人の印鑑証明書	1部	
(キ) 市税の滞納がない旨の証明書	1部	
(ク) 法人案内 (法人概要が分かるパンフレット等)	1部	共同事業者は構成員1法人ごとに1部ずつ提出すること。
(ケ) 企画提案書	10部	任意様式 (正本1部, 副本9部)
(コ) 組織体制	10部	任意様式 (正本1部, 副本9部) 体制図には業務分担等を明示すること。
(サ) 業務実績	10部	任意様式 (正本1部, 副本9部)
(セ) 見積書及びその内訳書	10部	任意様式 (正本1部, 副本9部) 企画提案書に示す業務の経費を記載し、その明細と内訳を添付すること。

カ その他

提出書類に虚偽等の記載があった場合は、申込みを無効とします。また、書類提出後の追加・修正等は原則認めず、提出書類は返却しません。

- (3) 上記「(ケ) 企画提案書」「(コ) 組織体制」及び「(サ) 業務実績」提出に当たっての注意事項
ア 8・(2)の(評価項目・配点)に留意し、「評価項目」ごとに、分かりやすい記載となるよう工夫してください。また、副本には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は使用しないでください。

イ 表紙及び目次を付けてください。

ウ 用紙サイズはA4判を基本とし、A3判の書類がある場合はA4判の大きさに折り込んでください。なお、添付図面の縮尺は用紙サイズに合わせ適宜調整してください。

エ 図表等を適宜活用して分かりやすいものとしてください。

オ 本文中で使用する文字フォントの大きさは、10ポイント以上としてください(図表内の文字を除きます)。

カ 提出された書類は、呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号。以下「条例」といいます。)に基づく公開請求があった場合には、条例第9条各号に掲げる情報を除き公開することとします。提案内容に公開することにより当該参加者の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第9条第3号)に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とすることを希望する部分と具体的な理由を

記載した情報非公開希望申出書（様式4）を提出してください。

ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断した場合、公開することが公益上必要であると認められる場合などは、公開します。

キ 提出書類の著作権は、参加者に帰属し、受託事業者を決定するためのみに使用します。ただし、一部について、呉市が必要があると認める場合は、呉市は当該部分について無償で使用できることとします。

ク 提出書類を提出した後の差し替え、訂正及び再提出をすることはできません。ただし、呉市から指示があった場合は除きます。

ケ 提出書類は、返還しません。

コ 参加者は、本プロポーザルの参加に当たって知り得た情報について、守秘義務を負うものとし、呉市の事前の承諾なく、これらの内容を第三者に提供することはできません。

サ 提出書類の提出から受託事業者決定までの間、参加者が企画提案の内容を公表することはできません。公表した場合は失格となります。

シ 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

ス 災害等（新型コロナウイルス感染症の影響などを含みます。）の発生により、本プロポーザルに係る事務を適正に執行することができないおそれがあると呉市が判断した場合は、呉市は事務の一部若しくは全部を延期し、又は中止することがあります。この場合において、参加者は、本プロポーザルに要した一切の費用を呉市に対して請求することはできません。

(4) 上記「(ロ) 見積書及びその内訳書」提出に当たっての注意事項

ア 副本には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は使用しないでください。

イ 算用数字を使用して金額の前には必ず「¥」を記載してください。また、正本は封入・封印をし、記載金額が分からないような形で提出してください。なお、金額を訂正した書類が提出された場合の企画提案は無効とします。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を郵送又は持参により提出してください。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出書類について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 日時 令和5年6月7日（水） 時間は別途通知します。

(2) 方法 オンラインでZOOMにより実施（アドレスは別途通知します。）

(3) プレゼンテーション及びヒアリングに当たっての注意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、参加申込みの受付順に、1参加者につき20分程度（プレゼンテーション10分程度、ヒアリング10分程度）、参加人数は3人以内とし、非公開で行います。

イ 参加者が1者であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施します。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出書類に基づいたものとし、追加資料の提出等は認めません。

エ 公平な評価を期するため、参加者が自社の商号・名称等について発言することは禁止します。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに係る一切の費用は参加者の負担とします。

カ 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとします。

8 受託事業者の決定等

(1) 受託事業者の決定

- ア 提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容等について、呉市が設置する選定委員会で総合的に評価し、評価点が最も高かった参加者を受託事業者、次点の参加者を次点事業者として決定します。
- イ 参加者が1者でも評価を行うものとし、参加者数に関係なく、「受託事業者なし」とする場合もあります。
- ウ 受託事業者との交渉が整わなかった場合又は受託事業者が資格を喪失した場合は、次点事業者を受託事業者として交渉します。

(2) 評価

ア 「評価及び点数」及び「評価項目・配点」は次のとおりとし、100点満点で評価します。

また、60点（6割）を下回る場合には失格とします。

(評価及び点数)

評価	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1

(評価項目・配点)

評価項目	評価内容及び評価ポイント	満点	ウエイト	配点
①企画提案書	・別紙仕様書に即した内容か。 ・市内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進が期待できる内容か。	5	×10	50
②組織体制	・企画提案を実施できる十分な組織体制であるか。	5	×3	15
③業務実績	・これまで他都市において同様の業務実績があるか。 ・企業の脱炭素化に関する知見を有しているか。	5	×5	25
④見積額※	・企画提案に対する見積額が妥当か。	5	×2	10
合計				100

※ 見積額が委託料の上限を上回る場合は失格とします。

- イ 評価点については、委員会の各委員が評価・採点をし、全委員の評価点の合計を、全委員の数で除した値（小数点第2位以下切捨て）とします。
- ウ 評価点が最も高い参加者が複数あった場合は、委員会の各委員の多数決により決定します。

(3) 評価結果

- ア 評価結果については、令和5年6月上旬頃に全参加者に書面で通知します。ただし、評価結果に関する問合せには一切応じません。
- イ 受託事業者及び次点事業者については、事業者名及び評価点を呉市のホームページで公表します。

9 契約の締結

呉市と受託事業者は協議の上、必要に応じて企画提案の内容に変更，修正を加え，業務の仕様を決定し，業務委託契約を締結します。

10 その他

本要領及び仕様書に規定されていない事項で必要があるときは，呉市がその対応を決定します。

○ 問合せ先

呉市産業部商工振興課（呉市役所本庁舎5階）

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL：0823-25-3310

FAX：0823-25-7592

E-mail：syoukou@city.kure.lg.jp